

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		幼稚園入園の許可		
根拠例規及び条項		多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和62年教委規則第9号)第6条		
所 管 部 課 名		福祉部 子ども支援課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項			
	基 準	幼稚園に入園することができる者は、市内に住所を有する3歳児、4歳児及び5歳児(当該年度の4月1日現在の満年齢)とする。入園希望者が定員数を超えた場合は、抽選により決定する。		
	設定年月日	平成15年5月27日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ~10日程度(注:休日は含まない。)		
	内 訳	協議機関 日(機関名) 処分機関 10日		
	設定年月日	平成15年5月27日	最終変更年月日	
備 考				